

肝付町では持続化給付金の相談窓口 を設置しましたのでお気軽にご相談 ください！

経済産業省では、令和2年5月1日より新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えるために支給する「持続化給付金」の申請受付を開始しました。

この給付金は、『農業・林業・水産業・畜産業・商工業等』幅広い業種が支給の対象となっており、要件を満たせば給付金が支給されます。

★給付金の申請開始に伴い肝付町では、下記のとおり業種ごとに相談窓口を設置しましたので、まずはお気軽にご相談下さい。

■相談窓口

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時まで

農業	{	・役場農業振興課 ☎ 0994(65)8417
		・JA 高山支所 ☎ 0994(65)2531
		・JA 内之浦支所 ☎ 0994(67)2611
林業	{	・役場林務水産課 ☎ 0994(67)4513
水産業	{	・役場林務水産課 ☎ 0994(67)4513
		・高山漁協 ☎ 0994(65)6336
		・内之浦漁協 ☎ 0994(67)2121
畜産業	{	・役場畜産課 ☎ 0994(65)2578
		・JA 高山支所 ☎ 0994(65)2531
		・JA 内之浦支所 ☎ 0994(67)2611
商工業	{	・役場産業創出課 ☎ 0994(67)2116
		・商工会 ☎ 0994(65)2226

■給付額

- ・中小法人等 最大200万円
- ・個人事業主等 最大100万円

■給付対象の主な要件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ・2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

※詳細な要件は経済産業省ホームページから申請要領等をご確認ください。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができませんのでご注意ください。